

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 10 月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 12件

国民年金関係 8件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500075号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500103号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年12月31日から平成3年1月1日に訂正し、平成2年12月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成2年12月31日から平成3年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年12月31日から平成3年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年5月16日から同年6月17日まで
② 平成2年12月31日から平成3年1月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、B社及びA社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②について、被保険者記録が無いことが分かった。いずれの期間も継続して勤務し、給料は継続して支給され、厚生年金保険料も控除されていた。給与明細書を提出するので、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、雇用保険の記録及び請求者から提出された給与明細書から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者から提出された平成2年12月の給与明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は解散している上、請求期間②当時の事業主は既に死亡しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失年月日を平成3年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを平成2年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、請求者について、事業主から同年12月31日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、「B社からA社に異動した時期であり、請求期間①はB社において、C職として継続して勤務した。」旨陳述しているが、B社及びA社はいずれも既に解散しており、請求者に係る雇用保険の記録は見当たらない上、請求者は当該期間に係

る給与明細書を保管していないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求期間①当時のB社の代表取締役は、「請求者は、B社を一旦退職し、その後、A社に異動してもらった。しかし、その間も継続して勤務していたか、休みがあったか否かは分からない。」旨回答しているところ、請求期間①当時のA社の事業主は既に死亡しており、請求期間①にB社に厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員は、「請求者が、A社に異動したことは覚えているが、異動時期及び継続勤務については分からない。」旨回答していることから、請求期間①における請求者の勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述の元従業員の一人が、B社の清算終了時の資料はD法人が保管している旨陳述しているところ、当該D法人は、「請求期間①当時の資料は保管していない。」旨回答していることから、請求期間①における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500400号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500105号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月30日は25万円、同年12月17日及び平成16年7月28日は30万円、同年12月17日は35万円、平成17年7月29日は33万円、同年12月15日は35万円、平成18年7月28日は33万円、同年12月15日は34万7,000円、平成19年7月27日は36万円、同年12月14日は38万円、平成20年7月30日は39万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月30日、同年12月17日、平成16年7月28日、同年12月17日、平成17年7月29日、同年12月15日、平成18年7月28日、同年12月15日、平成19年7月27日、同年12月14日及び平成20年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月30日、同年12月17日、平成16年7月28日、同年12月17日、平成17年7月29日、同年12月15日、平成18年7月28日、同年12月15日、平成19年7月27日、同年12月14日及び平成20年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月
⑥ 平成17年12月
⑦ 平成18年7月
⑧ 平成18年12月
⑨ 平成19年7月
⑩ 平成19年12月
⑪ 平成20年7月

A社に勤務していた元同僚の賞与に係る年金記録が訂正された旨のお知らせが年金事務所から届いたことから、自身の同社における賞与に係る年金記録が無いことが分かったので、請求期間の賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑪までについて、請求者から提出された賞与明細書、給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票並びにB銀行から提出された普通預金元帳(写し)並びにA社の元同僚の標準賞与額の記録から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を請求期間の標準賞与額として認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、前述の賞与明細書、給与所得に対する所得税源泉徴収簿、給与所得の源泉徴収票及び普通預金元帳（写し）により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 25 万円、請求期間②及び③は 30 万円、請求期間④は 35 万円、請求期間⑤は 33 万円、請求期間⑥は 35 万円、請求期間⑦は 33 万円、請求期間⑧は 34 万 7,000 円、請求期間⑨は 36 万円、請求期間⑩は 38 万円、請求期間⑪は 39 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑩までの賞与支払日については、請求期間①及び②はA社の元同僚に係るオンライン記録、請求期間③から⑧までは請求者から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿、請求期間⑨、⑩及び⑪はB銀行から提出された普通預金元帳（写し）から、請求期間①は平成 15 年 7 月 30 日、請求期間②は同年 12 月 17 日、請求期間③は平成 16 年 7 月 28 日、請求期間④は同年 12 月 17 日、請求期間⑤は平成 17 年 7 月 29 日、請求期間⑥は同年 12 月 15 日、請求期間⑦は平成 18 年 7 月 28 日、請求期間⑧は同年 12 月 15 日、請求期間⑨は平成 19 年 7 月 27 日、請求期間⑩は同年 12 月 14 日、請求期間⑪は平成 20 年 7 月 30 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者の当該期間に係る届出や保険料納付について、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500055号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500106号

第1 結論

請求者のA社における平成5年10月1日から平成6年1月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額については、9万2,000円を41万円とする。

平成5年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年10月1日から平成6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した請求期間①の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い9万2,000円になっており、また、請求期間②の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

請求期間①について、標準報酬月額を実際の給与額に見合う記録に訂正してほしい。

また、請求期間②の少し前から、A社(B市)とC社(D市)の両社の業務に従事していたが、A社からC社に正式に籍を移したのは平成6年2月1日のはずである。

請求期間②について、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年1月31日から同年2月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年4月20日から約1年7か月経過後の平成7年11月9日付けで、平成5年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、請求者のほかA社の厚生年金保険被保険者21人について、当初の標準報酬月額が請求者と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年4月20日から約1年7か月経過後の平成7年11月9日付けで、平成5年10月1日に遡って、一律9万2,000円に減額する訂正処理が一斉に行われている。

さらに、社会保険事務所(当時)が保管するA社に係る滞納処分票によると、請求期間①当時において、同社は社会保険料を滞納している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を平成7年11月9日に行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における平成5年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、事業主が、社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが妥当である。

一方、請求期間②について、オンライン記録によると、A社は平成6年4月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記の記録では平成8年6月1日に解散していることから、請求者に係る人事記録、出勤簿等の資料は確認できない上、請求期間②当時の同社の代表取締役及び経理・社会保険事務担当者は「請求者が請求期間②においてA社に継続して勤務していたか否か分からない。」旨陳述していることから、請求者の請求期間②における勤務を確認することはできない。

また、前述のA社の代表取締役及び経理・社会保険事務担当者を含む同社の元同僚8人に照会したところ、全員が「請求者の給与から請求期間②の厚生年金保険料が控除されていたか不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間②における厚生年金保険料控除を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500213号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500032号

第1 結論

平成6年4月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月から平成8年3月まで

私は、A県B市からC県に行った時期はよく覚えていないが、同県に在住していた時に、同県D市役所において請求期間の国民年金保険料を現金で納付し、その際、日付入りの判の有る領収証書を受け取った。

その領収証書は、当時、所持していた3冊の年金手帳のうちのどれかに挟んでいたが、社会保険事務所(当時)が3冊の年金手帳を1冊にまとめた際に、2冊の年金手帳と共に回収されてしまい、現在は手元に残っていない。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料について、請求者は、D市役所において納付したと主張しているが、改製原戸籍の附票を見ると、請求者がB市からD市に住民票を異動させているのは平成8年6月2日であり、請求期間当時の住所地はB市であることが確認できる。請求期間に係る国民年金保険料の納付の可否について、D市は、「本市に住民登録のある平成8年6月から平成10年3月までの間は、本市において国民年金保険料の納付が可能である。」と回答しており、請求者は、請求期間当時にD市において、請求期間の国民年金保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

また、請求者に係るD市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成8年6月にB市からD市に転入し、平成10年3月に同市からB市に転出したことが記載されているほか、同名簿の国民年金保険料の納付記録欄において、請求期間は未納を示す空欄であることが確認できる。

さらに、請求者がD市に住民票を異動させた時点(平成8年6月2日)において、請求者は、請求期間のうち、平成6年5月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であるが、国庫金となる過年度保険料は、制度上、市町村において収納することができない上、請求者から、請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述も無い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500407号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500033号

第1 結論

昭和54年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月から昭和57年3月まで

私は、昭和59年3月末にA社を退職したのに伴い、B組合の組合員資格を喪失したので、同年4月頃に、C県D市E地区にあった年金事務所のようなところだったと思うが、そこで国民年金の加入手続を行った。

その際に、学部(大学)を卒業してからA社に採用されるまでの請求期間について、国民年金の加入期間として付け加えてもらった。

請求期間の国民年金保険料は、加入手続を行った昭和59年4月の時点で納付することが可能であったはずなので、加入手続以降に何回かに分けて、自宅近くの郵便局において私が納付した記憶があり、納付が終わった際に、「これで学部卒業からずっと年金を納めていることになる。」という^{あんど}安堵感があったのは今でもはっきり覚えている。

請求期間について、後から国民年金の加入期間として追加するだけで、国民年金保険料を納付しないということはありませんので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間が無いことが確認できる。

しかしながら、請求者は、昭和59年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月9日に、D市E地区において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたと推認され、加入手続時期について請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、「昭和59年4月当時、請求期間の国民年金保険料を納付することは可能であったはず。」と主張しているが、国民年金法第102条に、国民年金保険料の納付時効は2年と定められており、時効経過後の国民年金保険料を納付することができた特例納付制度は昭和55年6月で終了していることから、前述の加入手続時点(昭和60年9月頃)において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりD市E地区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定

申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500416号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500034号

第1 結論

平成元年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月から平成2年3月まで

私は、平成元年4月に20歳になった頃、A県B市役所C支所において国民年金の加入手続を行った。その後、当時、私が予備校に通っていたため、母が、請求期間の国民年金保険料について免除申請手続を行った。

平成2年度から平成4年度までの国民年金保険料の免除申請は、最初の頃は母が、その後、途中から私自身が手続を行っており、当該期間は申請免除期間になっているにもかかわらず、請求期間だけが申請免除期間ではなく未納期間とされていることに納得できない。

請求期間及びその後の期間において、同居していた父の職業は同じで年収が大幅に変わることがなく、請求期間も免除が認められる要件を満たしているのは間違いないので、調査の上、年金記録を免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、同番号前後の国民年金被保険者の資格取得日等から判断すると、平成元年5月頃にB市において払い出されていることが推認できることから、当該払出時点において、請求期間の国民年金保険料は免除申請手続を行うことが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請手続には関与しておらず、当該免除申請手続を行ったとされる請求者の母について、請求者は、「母は病気療養中のため、私の免除申請に関する証言ができない。」と陳述しており、請求期間の免除申請について具体的な状況を確認することができない。

また、B市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、請求者について、請求期間直後の平成2年度、平成3年度及び平成4年度は申請免除を示す記録が確認できるものの、請求期間に当たる平成元年度は空欄で申請免除の記録が確認できない上、請求者が請求期間後に転居したD県E市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間は未納と記録されており、このことはオンライン記録と一致している。

さらに、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500020号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500035号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和37年3月まで

国民年金の加入について、昭和36年の何月かは明確に覚えていないが、自宅を訪ねてきた役所の職員に加入を勧められ、国民年金のことは、マスコミの報道で既に知っていたので加入しなければならないと思い、その場で手続を行った。

国民年金保険料については、加入手続後、すぐに集金人が自宅に来たので納付を始め、その後も集金人に納付した。また、国民年金保険料を納付すると、集金人が国民年金手帳に印紙を貼り、押印してくれた。

国民年金に加入して以来、ずっと国民年金保険料を納付してきたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間直後の昭和37年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料を集金人に納付した旨主張しているところ、A県B市発行の広報誌(昭和37年9月版)によると、同市における集金人による国民年金保険料の収納業務は昭和37年9月から開始されたことが掲載されており、このことは、請求者の陳述と符合しない。

また、請求期間当時における国民年金保険料の納付方法について、請求者からは、集金人に納付したとするほかに、別の方法により国民年金保険料を納付したとする陳述は得られない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500356号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500036号

第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで

国民年金の加入手続について、昭和37年6月頃、私たち夫婦の勤務先に来たA県B市C区役所の集金人から国民年金の加入を勧められ、私たち夫婦はその場で加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続時に、当該集金人に夫婦二人の昭和36年度分及び昭和37年度のうち3か月から6か月分を納付し、その後も勤務先に来た集金人に、妻が半年ごとに夫婦二人分を納付した。また、国民年金保険料を納付すると、集金人が国民年金保険料納付証に押印してくれた。

請求期間の国民年金保険料は納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和37年6月頃に、勤務先に来たB市C区役所の集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、同区役所の集金人に納付したと陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月11日に、B市D区において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたと推認でき、このことは、昭和37年6月頃に加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は、昭和37年6月頃に国民年金の加入手続を行った際、請求期間のうち、昭和36年度分及び昭和37年度のうち3か月から6か月分の国民年金保険料を集金人に納付したと陳述しているが、当該納付したとする時点において、昭和36年度の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)となるところ、昭和37年9月発行のB市の広報誌を見ると、同年9月から集金人による国民年金の現年度保険料の集金を開始すること及び集金人は過年度保険料を取り扱わないこと等が掲載されており、このことも請求者の陳述とは符合しない。

さらに、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時点(昭和40年8月頃)において、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であるが、前述のとおり、国庫金である過年度保険料は、請求者が陳述する納付方法では納付することができない。

加えて、請求期間の全ての国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及びその妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500357号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500037号

第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和40年3月まで

国民年金の加入手続について、昭和37年6月頃、私たち夫婦の勤務先に来たA県B市C区役所の集金人から国民年金の加入を勧められ、私たち夫婦はその場で加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続時に、当該集金人に夫婦二人の昭和36年度分及び昭和37年度のうち3か月から6か月分を納付し、その後も勤務先に来た集金人に、私が半年ごとに夫婦二人分を納付した。また、国民年金保険料を納付すると、集金人が国民年金保険料納付証に押印してくれた。

請求期間の国民年金保険料は納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和37年6月頃に、勤務先に来たB市C区役所の集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、同区役所の集金人に納付したと陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月11日に、B市D区において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたと推認でき、このことは、昭和37年6月頃に加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、請求者は、昭和37年6月頃に国民年金の加入手続を行った際、請求期間のうち、昭和36年度分及び昭和37年度のうち3か月から6か月分の国民年金保険料を集金人に納付したと陳述しているが、当該納付したとする時点において、昭和36年度の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)となるところ、昭和37年9月発行のB市の広報誌を見ると、同年9月から集金人による国民年金の現年度保険料の集金を開始すること及び集金人は過年度保険料を取り扱わないこと等が掲載されており、このことも請求者の陳述とは符合しない。

さらに、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時点(昭和40年8月頃)において、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付することは可能であるが、前述のとおり、国庫金である過年度保険料は、請求者が陳述する納付方法では納付することができない。

加えて、請求期間の全ての国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者及びその夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500414号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500038号

第1 結論

昭和46年3月から昭和50年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月から昭和50年10月まで

私は、姉や自宅近くの知人に国民年金の任意加入を勧められ、昭和46年3月頃、A県B市役所において加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、自宅近くのC金融機関又はD金融機関において、定期的に納付していた。

資料等は何も残っていないが、請求期間の国民年金保険料は間違いなく納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の昭和50年11月から60歳到達月の前月の平成3年10月までの期間の国民年金保険料を全て納付している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号の払出しに係る国民年金受付処理簿(新規取得)、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及び請求者が所持する年金手帳を見ると、請求者が国民年金の任意加入被保険者資格を最初に取得した日は昭和50年11月14日と記載されており、請求期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、請求者は、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をC金融機関又はD金融機関において、納付書を使用せず現金で納付した旨陳述しているが、B市は、「C金融機関を当市の指定金融機関としたのは平成9年10月1日である。また、金融機関において国民年金保険料を納付するに当たり、納付書が必要であった。」旨回答しており、これらのことは、請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者の主張どおり請求者が昭和46年3月頃に国民年金の任意加入手続を行った場合、この頃に国民年金手帳記号番号が払い出されることになるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、昭和36年4月から昭和50年10月までの期間において、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者から請求期間に係る国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、具体的な陳述を得ることはできなかつた上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500475号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500039号

第1 結論

昭和54年12月及び昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年12月
② 昭和56年4月から昭和57年3月まで

請求期間①及び②の国民年金の加入手続については、それぞれ勤めていた会社を辞めた後の昭和54年12月及び昭和56年4月に、母がA県B市C区役所において行ってくれた。

請求期間①の国民年金保険料及び請求期間②のうち昭和56年4月から同年6月まで(第1期)の国民年金保険料は加入手続時に、請求期間②のうち残りの期間の国民年金保険料は送付されてきた納付書により、母がB市C区役所において納付してくれた。請求期間①及び②の国民年金保険料は自分で工面したが、姉たちは、母に負担してもらっていたので、このことで亡くなった長姉とけんかしたことを覚えている。

母は亡くなっているので詳しいことは分からないが、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、請求者は、請求者の母がB市C区役所において行ってくれたと主張している。

しかしながら、請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月10日にB市C区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日等から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたものと推認できるところ、請求者が所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者になった日」には昭和56年4月20日と記載されており、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び同市C区の国民年金被保険者名簿において、最初の国民年金被保険者資格の取得日は同年4月20日(後に、厚生年金保険被保険者資格と重複のため昭和56年4月21日に訂正)と記録されている。これらのことから、請求期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、昭和54年12月頃に、請求者の母が国民年金の加入手続を行ったと陳述していることから、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

請求期間②について、前述の請求者に係る国民年金の加入手続時点(昭和57年7月頃)において、請求期間②の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)となることから、当時の国民年金法において、市町村が収納できる国民年金保険料は現年度保険料のみであることが規定されていることから、B市C区役所において請求期間②の国民年金保険料を納付したとする請求者

の陳述は、制度上の取扱いと符合しない。

また、請求者に係る特殊台帳を見ると、請求期間②である昭和 56 年度欄に「57 催」のゴム印が押されており、請求期間②に係る過年度保険料の催告が行われたことが記録されているが、請求者からは、請求期間②の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述は無い上、請求者に係る B 市 C 区及び同市 D 区の国民年金被保険者名簿において、請求期間②の国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、当該納付記録は請求者に係る特殊台帳及びオンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする請求者の母は既に死亡していることから、当時の事情について陳述を得ることができない上、請求者の母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500387号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500104号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年4月1日から昭和33年10月5日まで

高等学校を卒業後の昭和32年4月1日に、実兄と義兄が経営するA事業所に入社したが、同事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、請求期間についても給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出されたB社発行の在籍証明書、請求期間当時のA事業所の事業主及び複数の元従業員の陳述から、請求者が、請求期間において、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業主は、「請求者について、請求者の入社日に厚生年金保険に加入させていない理由は分からないが、厚生年金保険に加入するまでの期間の給与から厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述している。

また、B社の現在の事業主は、「請求期間に係る賃金台帳等の資料は保存しておらず、請求期間当時に請求者の給与から厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答しており、事業主等から請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の者に照会したが、請求期間における請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500341号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月
年金記録を確認したところ、A社で平成18年4月に支給された賞与が記録されていない。
調査の上、当該賞与について、年金額に反映するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社における賞与振込先としていた金融機関口座の取引明細表を見ると、平成18年4月期に同社から月例給与の入金は確認できるものの、賞与の入金は確認できない。

また、B社は、「当社の賞与支払時期は、給与規定により7月・12月と定められており、C所属の従業員を除いて、4月に賞与は支給していなかった。そのため、C所属の従業員ではない請求者については、請求期間に賞与は支給していない。」旨回答している。

さらに、D健康保険組合は、「請求者に係る平成18年4月の賞与記録は無い。」旨回答している。

加えて、A社で請求期間に被保険者記録のある元同僚11人に照会し、回答のあった元同僚3人のうち2人は、「平成18年4月の賞与支給は無かったと思う。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500392号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年10月1日から昭和63年10月1日まで

ねんきん定期便でA社における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、請求期間に係る標準報酬月額が、その直前の期間に係る標準報酬月額である26万円よりも低い額となっている。同社において、給与額が26万円を下回ったことはなく、給与額に見合った厚生年金保険料額が控除されていたと記憶しているため、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の請求期間当時の事業主及びB社の事業主は、いずれも、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している上、請求者及び複数の元同僚が、請求期間当時、A社で給与・社会保険事務を担当していたと陳述する者は、「請求期間当時の資料を保管していない。また、請求者の請求期間に係る給与や厚生年金保険料控除の状況について、覚えていない。」旨陳述しており、これらの者から請求者の請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができず、請求者も、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を保管していない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社で厚生年金保険被保険者記録が有り、連絡先が判明した9人のうち、6人から回答が得られたが、いずれの者からも、請求期間において、請求者が、その主張する26万円以上の給与を支給され、当該給与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の主張する給与額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する給与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500419号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月
② 平成17年4月
③ 平成18年4月
④ 平成21年4月
⑤ 平成16年12月7日

A社に勤務していた当時は、毎年4月に賞与が支給されていたはずであるのに、年金事務所の記録によると、請求期間①、②、③及び④に係る賞与の記録が無い。

また、請求期間⑤については、賞与の記録は有るが、標準賞与額が非常に低いので、記録の誤りだと思う。

請求期間①、②、③、④及び⑤に支給された賞与について、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③及び④について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳を見ると、いずれの期間も、賞与の支給に係る記載は無く、厚生年金保険料も控除されていない。

また、A社は、「4月に支給する決算賞与は、年度ごとの業績に応じて支給するものであり、一定以上の利益が無かった年度には支給しない。請求期間①、②、③及び④には、全従業員に賞与を支給していない。」旨回答している。

さらに、A社の複数の元同僚は、「4月の決算賞与は、毎年支給されていたわけではなかった。会社の業績に応じて支給されるため、業績が悪かった年度には支給されなかった。」旨陳述している。

請求期間⑤について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳を見ると、請求者に対して8万6,000円の賞与を支給し、標準賞与額8万6,000円に見合う厚生年金保険料を控除した旨記載されている上、同社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しを見ると、賞与支給額として8万6,000円と記載されており、いずれもオンライン記録の標準賞与額と一致する。

また、A社は、「請求期間⑤に係る賞与については、業績の悪化により、特例措置として、全従業員に対して、他の時期に支給した賞与額と比べて大幅に低い額を支給した。」旨回答している。

さらに、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に被保険者資格を取得し、請求期間①、②、③、④及び⑤のいずれにも被保険者記録が有る45人は、いずれの者も、請求者と同様に、請求期間⑤(平成16年冬期)に支給された賞与に係る標準賞与額は、その前後の年の冬期賞与に係る標準賞与額と比較して大幅に低額となっている。

このほか、請求期間①、②、③、④及び⑤について、請求者の主張する賞与額に見合う厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①、②、③、④及び⑤について、その主張する賞与額に見合う厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。